

新司法試験における出題形式及び問題別配点等について

平成17年11月16日新司法試験審査委員会議申合せ事項

第1 短答式試験の出題形式及び問題別配点

1 公法系科目

問題の出題形式，難易度等を考慮して各問題の配点に差を設ける（例えば，2点配点の問題20問，3点配点の問題20問の100点満点とすることが考えられるが，1点配点の問題や4点配点の問題の出題も考慮する。）。)

2 民事系科目

1問2点配点を基本とするが，問題数を減らして3点以上配点する問題を出題することも考慮する。

3 刑事系科目

各問題ごとに配点に差を設けることを考慮する。

4 配点の公表

問題文に配点を記載する。

第2 論文式試験の出題形式及び問題別配点

民事系科目については，原則として，1問を実体法と手続法又は民法に関する分野と商法に関する分野にまたがる問題（大大問，200点配点）とし，もう1問は実体法又は手続法の問題（大問，100点配点）とする。

選択科目については，問題1問につき50点配点を基本とするが，例えば，60点配点の問題1問と40点配点の問題1問とするなどの傾斜配点も認める。なお，各問題の配点については，問題文中に明示する。